

【重要】

# 緊急事態宣言に伴う 臨時休業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として、下記期間の  
施設健診および特定保健指導面談は臨時休業とさせていただきます。

<休業期間>

令和2年4月15日（水）より5月6日（水）まで

※今後の政府要請内容によっては変更する場合があります。

※訪問型特定保健指導は5月1日以降も当面の間見合わせております。再開につきましては今後の状況をみながら改めてご案内させていただきます。

2020年4月10日

一般社団法人

オリエンタル労働衛生協会大阪支部